

おうちの方へ

「インフルエンザ・インフルエンザ様疾患」に

かかった時の対応について

大東小学校

★「インフルエンザ」・「インフルエンザ様疾患」と診断された場合は、学校へ連絡を
お願いします。

- ・「欠席」にはなりません（出席停止扱い）。無理のないように休養してください。
- ・必要書類「学校感染症届」をお渡しします。（用紙は学校へ取りに来るか、兄弟に託けるか、家庭で大東小学校HPからダウンロードするか選択できます。）

☆インフルエンザ出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」＜次頁参照＞

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38℃以上の発熱等）が始まった日になります。病院受診時に、医師に発症日を伝えてください。

☆「学校感染症届」は、主治医の指示を受けて保護者の方が記入・捺印してください。そして、登校の際に担任に提出して下さい。

ご協力よろしく申し上げます。

予防について

- ☆帰宅時の「手洗い、うがい」を徹底してください。
- ☆バランスのよい食事と十分な睡眠をとることを心がけてください。
- ☆咳などの症状のある時は「咳エチケット」を守ってください。

朝の健康観察について

- ☆毎朝登校前にお子様の健康観察をお願いします。
- ☆お子様の体調が気になる時は、体温を測定してください。
- ☆発熱、咳などの症状がある場合は、無理をせず休ませ、医療機関を受診してください。なお、医療機関を受診する際にはマスクをして受診するようにしましょう。

<参考：インフルエンザ出席停止期間>

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6 日目以降		
ケース 1	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
ケース 2	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
ケース 3	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
ケース 4	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
ケース 5	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

学校保健安全法施行規則第 19 条(出席停止の期間の基準)より

「インフルエンザにあつては、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」となっています。

このことから、発症した日を 0 日目として計算するので、発症した日から換算すると 6 日間の出席停止が必要となります。(解熱した日によって出席停止期間が延長されます)

原則は上記のようになっていますが、主治医の判断、指示に従ってください。

